

第8章 現状変更などの取扱

万博日本庭園の保存・管理を継続するため、現状変更などの取扱基準を設けることが必要とされる。

文化財保護法では(以下「法」という)では、第133条に基づき第64条の規定で準用し、登録記念物に関し、その現状を変更しようとする者は、現状を変更しようとする日の30日前までに、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならないこととされている(表8-1参照)。

ただし、維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合は、この限りでないとしている。

表8-1 文化財保護法64条の記載内容

文化財保護法第64条	
(登録有形文化財の現状変更の届出等)	
第64条	登録有形文化財に関しその現状を変更しようとする者は、現状を変更しようとする日の30日前までに、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合は、この限りでない。
2	前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
3	登録有形文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、第1項の届出に係る登録有形文化財の現状変更に関し必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

「登録記念物に係る文化財登録原簿、標識等の設置の基準及び届出書等に関する規則(平成17年文部省令第9号)(表8-2参照)では登録記念物に係る規則(以下「規則」という)を定めている。

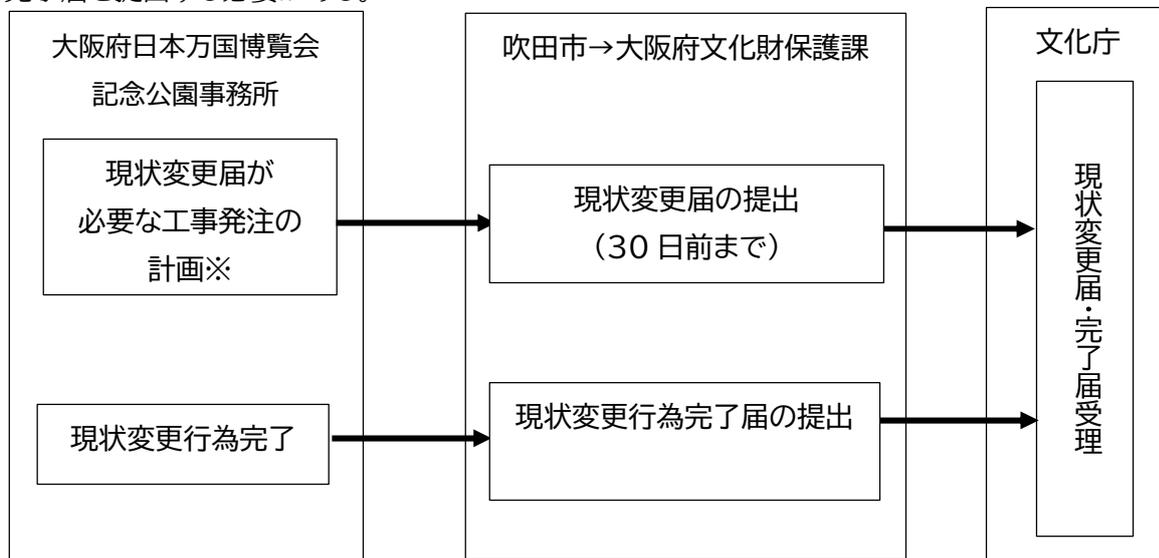
同規則では、登録記念物における、現状に復する場合や応急の措置をする場合には、維持の措置の範囲とみなすことができるとある。

表8-2 文部省令第9号の記載内容

平成十七年文部省令第9号 登録記念物に係る文化財登録原簿、標識等の設置の基準及び届出書等に関する規則	
(維持の措置の範囲)	
第十九条	現状変更のうち次の各号に掲げる場合は、法第百三十三条において準用する法第六十四条第一項ただし書の維持の措置の範囲に該当するものとする。
一	登録記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該登録記念物をその登録当時の原状(登録後において現状変更の届出を行ったものについては、当該現状変更後の原状)に復する場合
二	登録記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又はき損し、若しくは衰亡することが明らかに予見される場合において、当該き損又は衰亡の拡大又は発生を防止するため応急の措置を執る場合
三	登録記念物の一部がき損し、若しくは衰亡している場合又はき損し、若しくは衰亡することが明らかに予見される場合であり、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去する場合

このため、万博日本庭園では、文化財保護法第133条及び規則に基づき、現状変更などの取扱方針とその留意事項を定め、現状変更などに係る届出事務等について整理する。

なお、現状変更を行う場合の流れは下図に示すとおりである。なお、現状変更行為完了後は速やかに完了届を提出する必要がある。



※日本万国博覧会記念公園運営
審議会緑整備部会等で協議・
承認

図8-1 現状変更届等に関する流れ

参考:文化財保護法第 133 条

(登録記念物)

第百三十三条

前条の規定により登録された記念物(以下「登録記念物」という。)については、第五十九条第一項から第五項まで、第六十四条、第六十八条、第百十一条第二項及び第三項並びに第百十三条から第百二十条までの規定を準用する。この場合において、第五十九条第一項中「第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定したとき」とあるのは「第百九条第一項の規定により史跡名勝天然記念物に指定したとき(第百十条第一項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会(当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会)が行つたときを含む。)」と、同条第四項中「所有者に通知する」とあるのは「所有者及び権原に基づく占有者に通知する。ただし、通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、当該通知に代えて、その通知すべき事項を当該登録記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に当該通知が相手方に到達したものとみなす」と、同条第五項中「抹消には、前条第二項の規定を準用する」とあるのは「抹消は、前項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該登録記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、前項の規定による通知が到達した時又は同項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる」と、第百十三条第一項中「不適當であると明らかに認められる場合には」とあるのは「不適當であることが明らかである旨の関係地方公共団体の申出があつた場合には、関係地方公共団体の意見を聴いて」と、第百十八条及び第百二十条中「第三十条、第三十一条第一項」とあるのは「第三十一条第一項」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、第三十一条第一項中「並びにこれに基いて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い」とあるのは「及びこれに基づく文部科学省令に従い」と読み替えるものとする」と、第百十八条中「第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項」とあるのは「第四十七条第四項」と、第百二十条中「第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項」とあるのは「第四十七条第四項」と読み替えるものとする。

8-1. 現状変更の取扱方針と留意事項

(1) 現状変更の取扱方針

万博日本庭園では、文化財保護法や文部省令などに従い、名勝庭園としての風致景観の保全ならびに庭園の本質的価値を構成する要素の保存・活用のため、次に示す取扱方針に示す事業以外の現状変更等については、原則として実施しないこととする。

万博日本庭園の保存・活用のための現状変更取扱方針

- ①適切な保存のために必要とされる最小限の保存・管理施設の設置事業
- ②防災上必要な施設の改修及び設置事業
- ③適切な活用のために必要とされる最小限の活用施設又は便益施設等の設置事業
- ④施設の老朽化等に対応した修理・復旧事業
- ⑤適切な保存と活用のために必要とされる基盤施設の整備事業
- ⑥当該登録記念物の登録範囲内で行われる必然性がある事業または行為

また、本質的価値を構成する要素、補完する要素、その他の要素別の取り扱い基準は下記のとおりとする。

表8-3 要素別の現状変更取り扱い基準

分類	種別	要素	現状変更取り扱い基準
本質的価値を構成する要素	地形・地割	北側山地・広場、緩やかな山・遮蔽植樹帯(石積、盛土含む)、芝山・芝山(第二山区)	<ul style="list-style-type: none"> ・原則現状保存とする。 老朽化への対応や安全・防災上必要な改修・整備については、意匠に影響を及ぼさない範囲で、現況と同仕様にて行う。 ただし、安全対策上必要な措置及び入手困難な部材等の更新においては、有識者の指導・助言のもと行うこととする。
	水景	泉・滝、溪流・洲浜・小流、心字池、鯉池・蓮池・菖蒲田	
	石・石組	石造りの擁壁、斜面花壇・小端積	
	点景物	雪見灯籠	
	園路	砂利敷き(全域)・広幅員(4~6m)園路(全域)、飛石・八つ橋、石橋(2か所)、蓮池橋・階段	
	建物	迎賓館、茶室(汎庵、万里庵)・1号棟(休憩所)・2号棟(千里庵:茶庭、石積み、階段、石張舗装含む)、3号棟(中央休憩所)・4号棟(中央門)、5号棟(休憩所)・6号棟(休憩所)・7号棟(展望台含む)	
	植栽	上代:ヤマモミジ(銘木) 近世:クロマツ(銘木)・モミジ類(銘木)	
補完する要素	石組・景石、園路広場、休憩施設、便益施設、植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・原則現状保存とするが、保存管理・活用に必要な場合は、景観や意匠に配慮し、かつ最小限の規模に留めるものとする。 	
その他の要素	擁壁、園路、修景施設、便益施設、管理施設、休養施設、植栽、給水施設、照明灯	<ul style="list-style-type: none"> ・新設は庭園の保存管理・公開活用に必要なものに限り認める ・既存施設・設備の更新・改築・除却については認める。 ・現況、景観に調和しないものは、更新時に周辺景観と調和したものにする。 ・補植は、既存樹の枯損等により後継樹が必要となる場合に限り認める。 	

本質的価値を構成する要素、補完する要素、その他の要素の構成は下表のとおりである。

表8-4 区分別構成要素

区分	本質的価値を構成する要素 【原則 現状変更届が必要】	補完する要素	その他の要素
地形・地割	①上代:北側山地・広場 ②中世:緩やかな山・遮蔽植樹帯(石積、盛土含む) ③近世:芝山・芝山(第二山区)		
水景	①上代:泉・滝 ②中世:溪流・洲浜(3つの島、石庭含む)・小流(石組含む) ③近世:心字池(中島含む) ④現代:鯉池・蓮池・菖蒲田		
石組・景石	①上代:石造りの擁壁 ④現代:斜面花壇・小端積	③近世:石積(中央門周辺)	
点景物	③近世:雪見灯籠		・石燈籠・鹿威し ・壁泉
園路	①古代:砂利敷き(全域)・広幅員(4~6m)の園路(全域) ②中世:飛石・八つ橋(木造橋) ③近世:石橋(2か所) ④現代:蓮池橋・階段	②中世:・1号棟への園路(段石含)3箇所 ③近世:・石階段(休憩所へのアクセス) ④現代:・北西階段、鯉池前広場舗装、5号棟前広場舗装 ⑤全域:広幅員園路以外の園路・園路の石縁石	・左記以外
建物等	①上代:迎賓館 ②中世:茶室(汎庵、万里庵)1号棟・2号棟(千里庵:茶庭、石積み、階段、石張舗装含む) ③近世:3号棟・4号棟 ④現代:5号棟・6号棟7号棟(展望台含む)	②C号棟トイレ2か所	・つつじが丘休憩所
施設		①上代:石スツール ②中世:石ベンチ・石スツール ③近世:主庭池園路側休憩所(2か所)日本庭園模型・園芸植物展示場 ④現代:藤棚	・石積擁壁・照明灯 ・柵・石組土留 ・石階段・木橋 ・水飲み・手洗い ・ベンチ・銘木看板 ・サイン・説明板 ・門扉・転落防止柵 ・竹柵・国旗掲揚ポール
植栽	①上代:ヤマモミジ(銘木) ③近世:クロマツ(銘木)モミジ類(銘木)	①上代:銘木・大木:ヤマモミジ、サルスベリ、キンモクセイ、モチノキ・モミ林、イヌマキ林、泉及び滝背後の樹林 ②中世:クロマツ疎林、ツツジ類、サクラ類、モミジ類、竹の庭、芝生、針葉樹林、ケヤキの疎林、ミヤギノハギの群落、ツバキ林、サクラの丘、銘木・大木:ケヤキ、茶庭、千里庵の植栽、千里庵入口のクロマツ・ケヤキ、洲浜のクロマツ・ネムノキ他 ③近世:ラカンマキ林、ツツジ群植、タブノキ密植、サルスベリ、銘木・大木:モチノキ・サルスベリ・クスノキ・ケヤキ・キンモクセイ・ヒイラギモクセイ・トウオガタマ・ハゼノキ・キャラ・ナツツバキ・シンガシラ、芝山および第二芝山周辺の常緑樹、小滝周辺の常緑樹、北側山地の遮蔽植栽、芝山周辺のツツジ・マテバシイ ④現代:クヌギの疎林、ウツギの群植、鯉池背後の樹林、鯉池周辺の大木・銘木:クロマツ、ツバキ、ヤマモミジ、サルスベリ、ケヤキ、ザクロ、キャラボク、菖蒲田周辺のサルスベリ、ケヤキ	・左記以外 ・鯉池花壇

(2)現状変更などの取扱いにおける留意事項

万博日本庭園の現状変更などの取扱いについては、上記の取扱い方針に基づくものとするが、現状変更などが必要であると認識した際には、下記のような事項に留意する。

表8-5 現状変更などの取扱いにおける留意事項

現状変更などの取扱いにおける留意事項
① 現状変更が必要とされる行為を行う際には、文化庁、大阪府教育庁文化財保護課などの関係機関と協議を行うとともに、必要に応じて学識経験者で構成される大阪府日本万国博覧会記念公園運営審議会緑整備部会等に諮り、適宜専門家からの指導・助言を得るものとする。
② 現状変更が必要とされる行為の対象とする範囲は、庭園の景観の連続性や庭園意匠の継承の観点から必要最小限の範囲とする。
③ 保存管理及び修復整備、活用において現状変更を必要とする行為は、安全確保を目的としたもの、本質的価値の構成要素の保存を目的としたもの、名勝庭園としての保存に係る環境保全を目的としたもの、名勝庭園の文化財価値に即した利活用を目的としたものとする。
④ 施設整備を行う場合は、庭園の風致景観に十分配慮した規模・形態・色彩・素材とする。
⑤ 現状変更を必要とされる行為を行う場合は、その行為の実施前後の状況及び経過を記録する。

8-2. 現状変更行為の区分

(1) 現状変更の届出を必要とする行為

文化財保護法及び関係法令に基づき、万博日本庭園における本質的価値を構成する要素の区分別に主な要素と届出を要する行為の例を下記に示す。ただし、明確でない行為については、その都度、文化庁及び大阪府教育庁文化財保護課と協議を行うものとする。

また、本質的価値を構成する要素以外の補完する要素、その他の要素についても、施設や工作物の新設・撤去等については庭園の景観への影響が大きいいため、本質的価値を構成する要素に関する行為に準じて、現状変更の届出を必要とする行為と位置づける。

表8-6 本質的価値を構成する主な要素に関する現状変更届出を必要とする行為

区分	本質的価値を構成する主な要素	届出を要する主な行為
地形・地割	①上代地区:北側山地・広場 ②中世地区:緩やかな山・遮蔽植樹帯(石積、盛土含む) ③近世地区:芝山・芝山(第二山区)	・土地の掘削を伴う地形の改変行為 ・大規模な地割の変更を伴う行為
水景	①上代地区:泉(岩組合む)・滝(岩組合む) ②中世地区:溪流(岩組合む)・洲浜(3つの島、石庭含む)・小流(石組合む) ③近世地区:心字池(石組、滝、池畔、中島含む) ④現代地区:鯉池(切石組、滝、護岸含む)・蓮池・菖蒲田	・泉・滝・溪流の石組、池の護岸石組の積み直しを伴う行為 ・通常の管理行為を超えた大規模な洲浜の砂利の追加・交換 ・心字池の中島の形態の改変を伴う行為 ・鯉池・蓮池・菖蒲田の大規模な意匠の変更を伴う行為 ・大規模な漏水対策のための行為
石・石組	①上代地区:石造りの擁壁 ④現代地区:斜面花壇・小端積	・石組・景石の大規模な据え直し行為 ・斜面花壇、小端積の意匠の変更を伴う行為
点景物	③近世地区:雪見灯籠	・雪見灯籠の修理 ・雪見灯籠の据え直し・新規設置
園路	①古代地区:砂利敷き(全域)・広幅員(4~6m)の園路(全域) ②中世地区:飛石・八つ橋(木造橋) ③近世地区:石橋(2か所) ④現代地区:蓮池橋・階段	・園路の新設 ・砂利敷き舗装園路の改変行為 ・広幅員園路の幅員の改変行為 ・飛石・八つ橋・石橋の架け替え ・蓮池橋・階段の架け替え
建物	①上代地区:迎賓館 ②中世地区:茶室(汎庵、万里庵)(茶庭、石階段を含む)・1号棟(休憩所)・2号棟(千里庵:茶庭、石積み、階段、石張舗装含む) ③近世地区:3号棟(中央休憩所)・4号棟(中央門) ④現代地区:5号棟(休憩所)・6号棟(休憩所)・7号棟(展望台含む)	・建築物の耐震補強行為 ・建築物の壁面、屋根等の意匠の改変行為 ・建築物の除却(建築後50年を経過していないものに限る) ・修理のための足場の設置 ・保存のために必要とされる試験材料の採取
工作物	該当なし	・標識・解説板等の新設 ・人止め柵・杭、手摺等の新設 ・休憩所、ベンチ等の新設 ・照明灯の新設 ・その他施設の新設・撤去
植栽	①上代地区:ヤマモミジ(銘木) ③近世地区:クロマツ(銘木)・モミジ類(銘木)	・本質的価値及び補完する要素を構成する要素のうち銘木・大木に指定された樹木の伐採・伐根・移植 ・新たな銘木の植栽 ・支障木の伐採

(2)現状変更の届出を要しない行為

文化財保護法第133条に基づく第64条および平成十七年文部科学省令第九号「登録記念物に係る文化財登録原簿、標識等の設置の基準及び届出書等に関する規則」第19条に基づき、万博日本庭園における現状変更の届出を要しない行為は以下のとおりとなる。

- ① 登録記念物がき損し、又は衰亡している場合の現状回復および応急措置等の維持の措置
- ② 非常災害のために必要な応急措置をとる場合
- ③ 保存に影響を及ぼす行為で影響の軽微なもの

③については、以下のような例が挙げられる。

- ・清掃、植栽管理等の日常管理
- ・建物、園路、工作物等のデザインの変更を伴わない同質素材による補修および修繕
- ・水循環設備等の部材更新
- ・管理運営上必要なサインの表示面の更新
- ・建物の内装および屋内諸設備の補修および修繕
- ・小規模かつ使用後、撤去後に庭園の形状に影響を及ぼさない短期間の仮設物の設置

なお、行為について判断に迷う場合は、文化庁・大阪府教育庁文化財保護課と協議する。

8-3. 現状変更以外の届出

現状変更以外の届出については、「登録記念物に係る文化財登録原簿、標識等の設置及び届出書等に関する規則」(平成十七年文部科学省令第九号)によると、下表に示す事項が確認された場合には、期限までに文化庁長官に届出が必要とされる。

表8-8 現状変更以外の届出

事項	手続	期限	根拠法令
管理責任者の選任	届出	20日以内	○法第133条において準用する法第119条第2項において準用する法第31条第3項 ○登録記念物に係る文化財登録原簿、標識等の設置及び届出書等に関する規則第8条
管理責任者の解任	届出	20日以内	○法第133条において準用する法第119条第2項において準用する法第31条第3項 ○登録記念物に係る文化財登録原簿、標識等の設置及び届出書等に関する規則第9条
所有者の変更	届出	20日以内	○法第133条において準用する法第120条において準用する法第32条第1項 ○規則第10条
管理責任者の変更	届出	20日以内	○法第133条において準用する法第120条において準用する法第32条第2項 ○規則第11条
所有者・管理責任者の氏名、名称、住所の変更	届出	10日以内	○法第133条において準用する法第120条において準用する法第32条第3項 ○規則第12条
滅失、き損、亡失、盗難	届出	10日以内	○法第133条において準用する法第118条及び第120条において準用する法第33条 ○規則第13条
土地の所在等の異動	届出	20日以内	○法第133条において準用する法第115条第2項 ○規則第14条